

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

年 月 日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井市新田塚1丁目60-1

氏名 セーレン(株)新田事業所
新田事業所長 結川 孝一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-23-5200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	セーレン(株)新田事業所
事業場の所在地	福井市新田塚1丁目60-1
計画期間	平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E11(繊維工業)
②事業の規模	9198976千円(生産高)
③従業員数	605人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物を専門に取り扱う部署（生産企画業務部）を設置
 廃棄物の発生抑制、再生、適正処理等を計画的に進める上で必要な事項を検討する。

新田事業所長



生産企画業務部 新田管理課（廃棄物管理担当者）



各工場（庶務係） 新田第1工場 新田第2工場 新田第3工場 新田第5工場
 新田第6工場 新田プラット工場 セーレンKP（株） ISO事務局
 環境エネルギー課

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 24年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	パークロ
	排出量	168.2 t	2 t
	(これまでに実施した取組) ○廃油 分別の徹底、リサイクル及び有価取引の検討 ○パークロ 分別の徹底、原料の代替(パークロをなるべく使わない)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	パークロ
	排出量	189.2 t	1.9 t
	(今後実施する予定の取組) ○廃油 社内リサイクルの検討 ○パークロ 更なる代替原料の検討(パークロを使用しない)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○廃油 特管廃油と通常の廃油を分別 ○パークロ 他の薬品と混ざらないように管理
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○特管に関しては分別完了の為なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t
	（これまでに実施した取組） —	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t
	（今後実施する予定の取組） —	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 22年度 ）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t
（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t
（今後実施する予定の取組） —		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 24 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	パークロ
	全処理委託量	168.2 t	2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	37.1 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	131.1 t	2 t
	(これまでに実施した取組)		
○廃油 熱回収など積極的に行なっている業者へ委託実施 ○パークロ 熱回収など積極的に行なっている業者へ委託実施			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	パークロ
	全処理委託量	163 t	2 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	36 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	127 t	2 t
(今後実施する予定の取組)			
○熱回収を行なう業者へ認定取得の呼びかけ			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の一連の処理の工程

セーレン(株)新田事業所

種 類	工 程		
廃油	処理業者(焼却)へ委託	処理実行時、熱回収を行なう	廃棄物容器(ドラム缶)を再利用
	処理業者(再生)へ委託	再生後は原料として再利用	
パークロ	処理業者(焼却)へ委託	処理実行時、熱回収を行なう	廃棄物容器(ドラム缶)を再利用